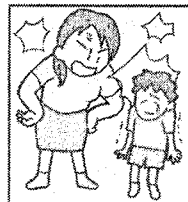


秋のこどもまんなか月間 ～オレンジリボン・児童虐待防止推進 キャンペーン～

児童虐待の疑いがあるとして警察から児童相談所に通告された児童数は増加傾向が続いています。

子供の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与える児童虐待は社会全体でかかわり、解決していくべき問題です。

児童虐待かも？と思ったら、直ぐに下記までご連絡ください。あなたからの1本の電話で救われる子供がいます。



1 児童相談所虐待対応ダイヤル ^{いちはやく} ☎ 189

※ (24時間対応)

2 千葉県子ども・家庭110番

☎ 043-252-1152

※ (24時間対応)

3 千葉県警察少年センター ヤング・テレホン

☎ 0120-783-497

緊急の場合には、110番を！

児童虐待には、以下のような行為があります。

● 身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれがある暴力を加えること。

● 性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

● ネグレクト

児童の心身の正常な発育を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待、性的虐待、又は心理的虐待等保護者としての監護を著しく怠ること。

● 心理的虐待

児童に対する著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

～臼井交番管内の事件発生状況（令和6年9月中）～

車上ねらい	1件	万引き	3件	その他	3件
自転車盗	4件	器物損壊	1件		

臼井交番

11月号

佐倉警察署

043-484-0110

臼井交番

043-487-5510

150th

千葉県警察
CHIBAKOKE



犯罪被害者支援に関するご案内

○ 犯罪被害者週間について 『11月25日～12月1日』

犯罪被害などに遭われた方やそのご家族が、犯罪により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穏に過ごせるようになるためには、地域の人々の理解と配慮が必要です。政府が策定した「犯罪被害者等基本計画」により、毎年、11月25日から12月1日までが犯罪被害者週間とされ、広報・啓発事業が行われています。ご理解とご協力をお願いします。

○ 犯罪被害者相談窓口

各種犯罪に遭いお困りの方のために、相談窓口を開設しています。

相談サポートコーナー

#9110 (043-227-9110)

性犯罪110番

ハートさん
#8103 (0120-018103)

少年センター (ヤング・テレホン)

0120-783497

女性相談所

0120-04822

*メールによる相談は、県警ホームページから



暴力団相談

043-254-8930

公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議

○ カウンセリング

犯罪の被害者やご家族の受けた心の傷に対し、精神的なケアを行う「千葉県警察犯罪被害カウンセラーチーム（通称アクト）」が活動しています。

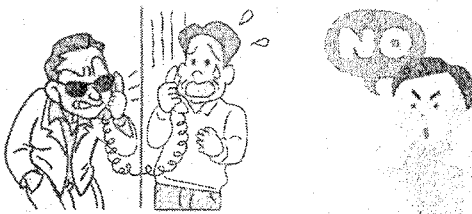
ひとりで悩まず、事件を担当した警察官に「アクトの人をお願いします。」と声を掛けてください。

○ 犯罪被害給付制度

通り魔殺人等の故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者のご遺族又は重傷病者若しくは障害という重大な被害を受けた被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ろうとするものです。

○ 国外犯罪被害弔慰金等支給制度

日本国外において行われた故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた日本国民の遺族に対して国外犯罪被害弔慰金を、障害が残った日本国民に対して国外犯罪被害障害見舞金を支給するものです



※ 問い合わせ先

千葉県警察本部犯罪被害者支援室

Tel (代表) 043-201-0110

または、お近くの警察署警務課